**平成２４年（フ）第１０７０３号**
東京都練馬区旭丘１丁目66―１―201
破産者　小林　次郎
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１４５６号**
埼玉県入間市宮寺274―７
破産者　大沼　寿昭
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１６０８号**
東京都八王子市南大沢５丁目７―10―103
破産者　外園　幸男
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１７７３号**
東京都世田谷区経堂１－５－８
破産者　株式会社ゼンユー
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１９７０号**
東京都杉並区松ノ木３丁目26―７―308、開始決定時の住所東京都杉並区梅里２丁目35―14―708
破産者　関口　寿一
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第２３６号**
佐賀県鹿島市大字納富分1032番地、申立時の住所佐賀県武雄市武雄町大字武雄6463番地３　グリーンコーポ１―201号
破産者　中原　　章
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第１０３５号**
広島市佐伯区藤の木２丁目19番14号
破産者　正路　和久
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０８５号**
札幌市北区屯田９条６丁目２番３号パレスグリーンコム24番館101号、開始決定時の住所北海道石狩市緑苑台東３条２丁目29番地
破産者　吉田　将寛
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第６号**
福島県いわき市好間町上好間字洞22番地の４
破産者　柴田　新一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第７７号**
福島県いわき市平下高久字川和久31番地の２
破産者　小川　裕司
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第２２１７号**
横浜市神奈川区片倉２丁目７番３号
破産者　横川　朋子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０号**
新潟県佐渡市秋津386番地９
破産者　仁丹　利明
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２４年（フ）第４８号**
富山県中新川郡上市町若杉新10番地
破産者　酒井　宗稔
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４９号**
富山県中新川郡上市町若杉新10番地
破産者　酒井　哲也
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６０号**
大阪市東住吉区針中野２丁目10番11号
破産者　鉈橋彌五郎
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７４８２号**
大阪市住之江区粉浜西１丁目11番１―401号、前住所堺市南区逆瀬川842番地21
破産者　三木　　博
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１９８７号**
大阪府豊中市上野東１丁目４番29号
破産者　上野　　勝
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２８５９号**
大阪市生野区巽南５丁目16番21号　クレストコート206号、開始決定時の住所大阪市平野区加美正覚寺２丁目12番12号
破産者　堀本伸次郎
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部